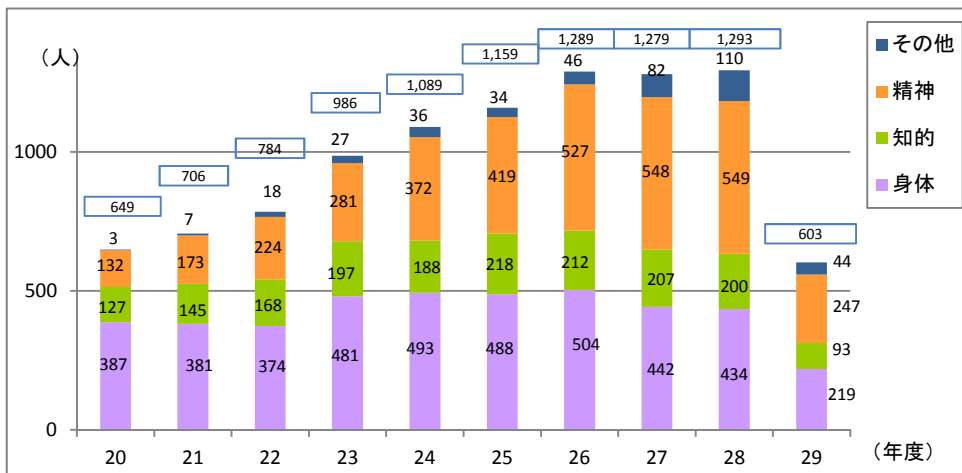
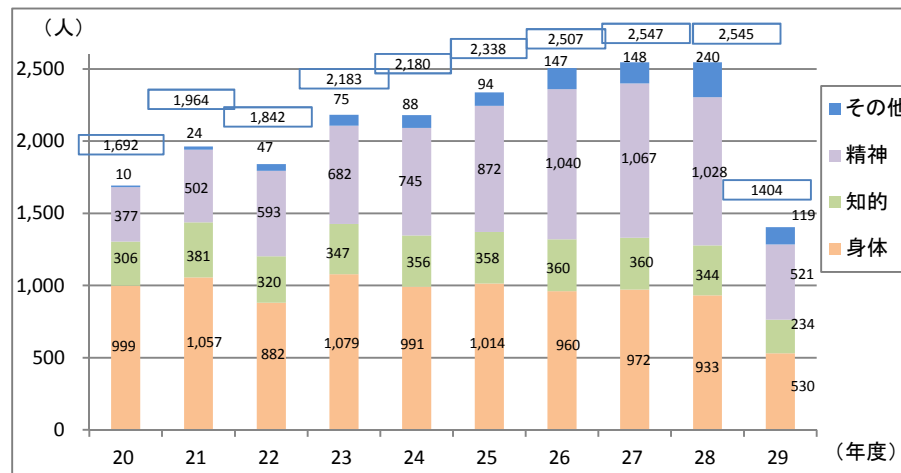


- チーム支援を中心とした手厚い就職支援の他、県内7会場における障害者就職面接会の開催等により、平成28年度のハローワークを通じた障害者の就職件数は1,293件で過去最高となった。
- 障害者雇用率は依然として全国平均を下回っているが年々着実に上昇しており、事業主に対する雇用率達成指導を継続的に実施した結果、雇用率達成企業割合は23年度以降、全国平均を上回って推移している。

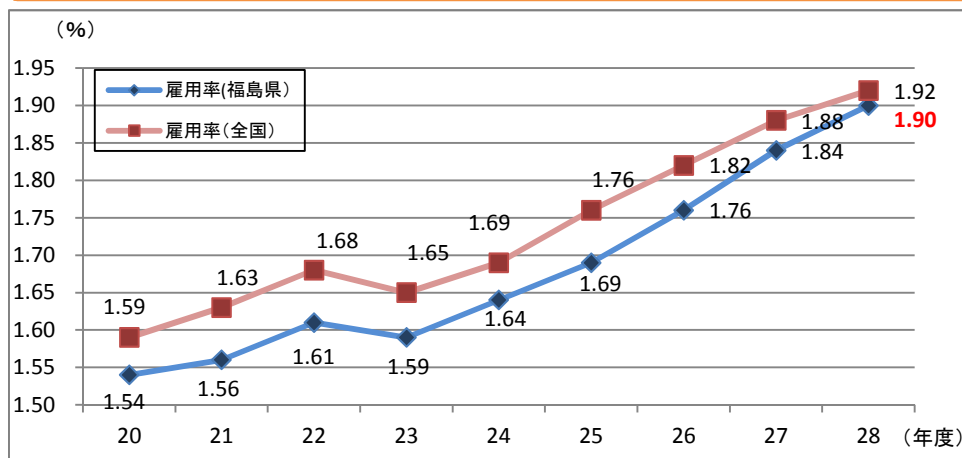
ハローワークにおける障害者の就職



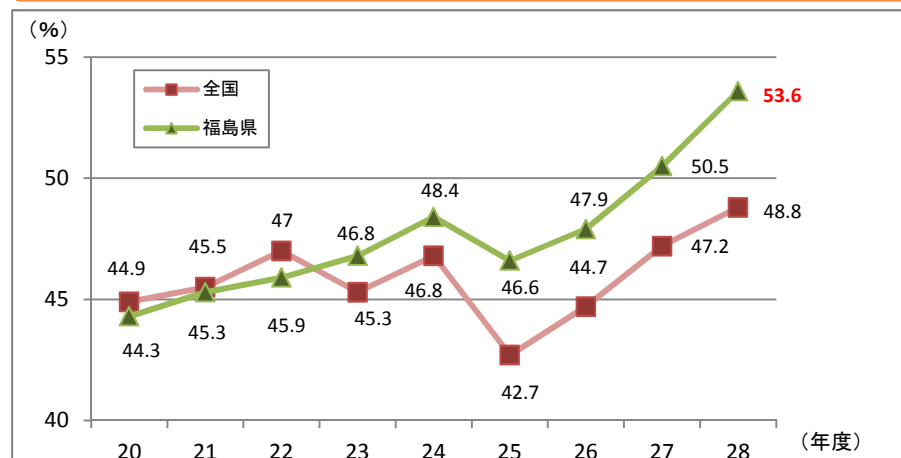
新規求職申込件数



雇用率の推移(各年度6.1現在)



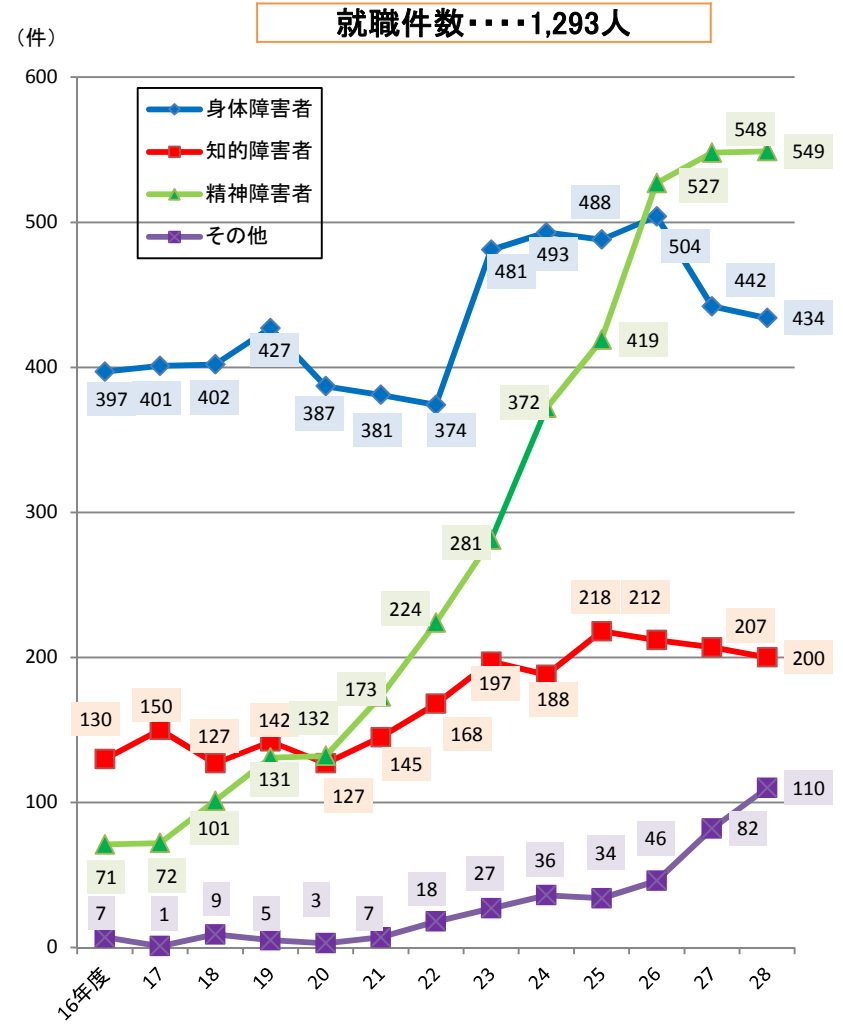
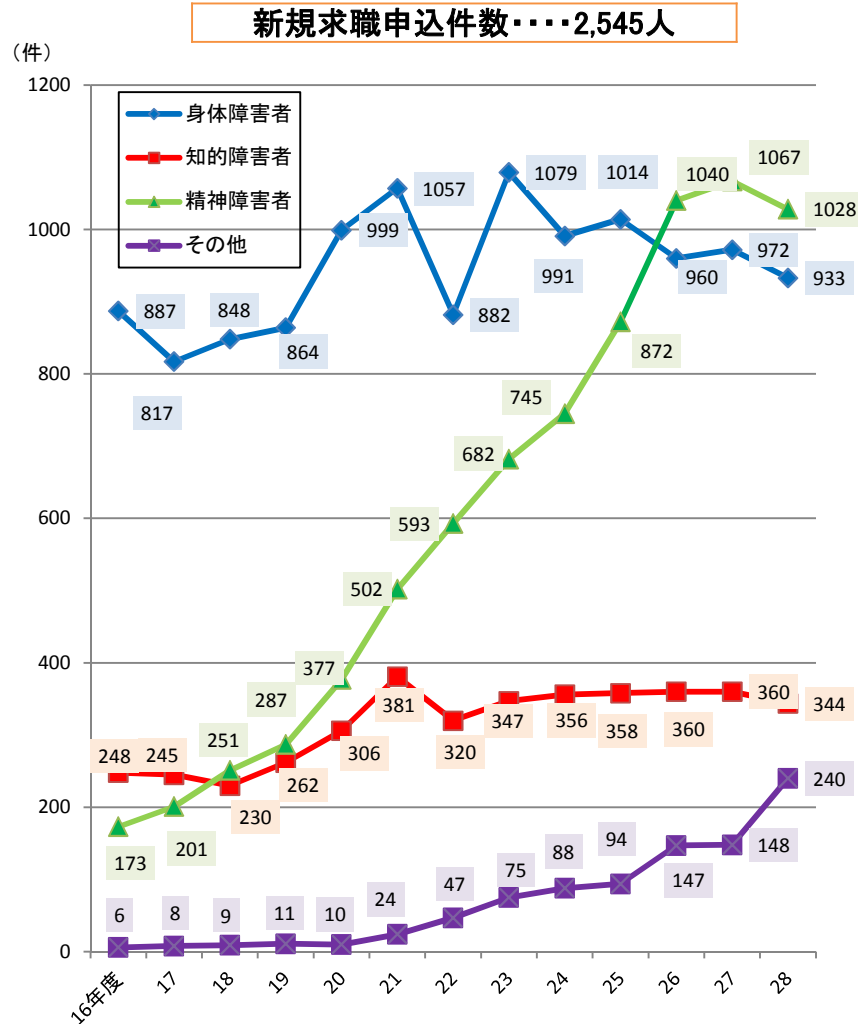
達成企業割合の推移(各年度6.1現在)



(注) 1 常用雇用重度身体・知的障害者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障害者は0.5カウントとしている。
 2 対象企業は平成24年まで56人以上、平成25年より50人以上の規模となっている。
 3 ハローワークにおける障害者の就職及び新規申込件数は平成29年9月末現在。

ハローワークにおける障害者種別ごとの職業紹介状況（福島県）

○平成26年度以降、**3年連続**で精神障害者の新規求職申込件数・就職件数が身体障害者の新規求職申込件数・就職件数を**上回っている**。



障害者雇用率制度の概要 I

企業等における障害者の雇用率(実雇用率)計算方法

障害者雇用率制度は、事業主(企業)単位で適用される。

雇用義務のある身体障害者及び知的障害者に加え、精神障害者を雇用している場合は身体障害者又は知的障害者を雇用しているとみなし、企業における障害者雇用数を計算できる。

$$\text{実雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数}}{\text{常用労働者数}}$$

※ 短時間労働者は、1人を0.5人としてカウント。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント。短時間重度身体障害者、重度知的障害者は1人としてカウント。

(参考) 障害者雇用率制度における対象障害者の変遷

※平成30年4月～

算定基礎に精神障害者を加えて法定雇用率を算定

年 \ 障害	S51年	S63年	H10年	H18年	H30年
身体障害者	◎	◎	◎	◎	◎
知的障害者		○	◎	◎	◎
精神障害者				○	◎ ※

◎が雇用義務(障害者雇用率)及び実雇用率の対象、○が実雇用率の対象

※平成30年4月から雇用義務の対象

障害者雇用率制度の概要 II

身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものである。

なお、平成30年4月から算定基礎に精神障害者を加えたため法定雇用率が引き上げとなる。

- 現行の障害者雇用率（平成25年4月1日から施行）
- **平成30年4月1日以降は赤字**
- **3年を経過する日より前に青字に引上げ**

<民間企業>

一般の民間企業	=	2.0%	⇒	2.2%	⇒	2.3%
特殊法人等	=	2.3%	⇒	2.5%	⇒	2.6%

<国及び地方公共団体>

国、地方公共団体	=	2.3%	⇒	2.5%	⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	=	2.2%	⇒	2.4%	⇒	2.5%

※障害者の法定雇用率の引き上げについて、詳しくは[こちら](#)をクリック！